

第134期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月25日(金曜日)
午前10時

開催場所 大津市浜町1番38号
当行本店2階ホール
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただけますので、ご利用下さいますようお願い申し上げます。

ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目 次

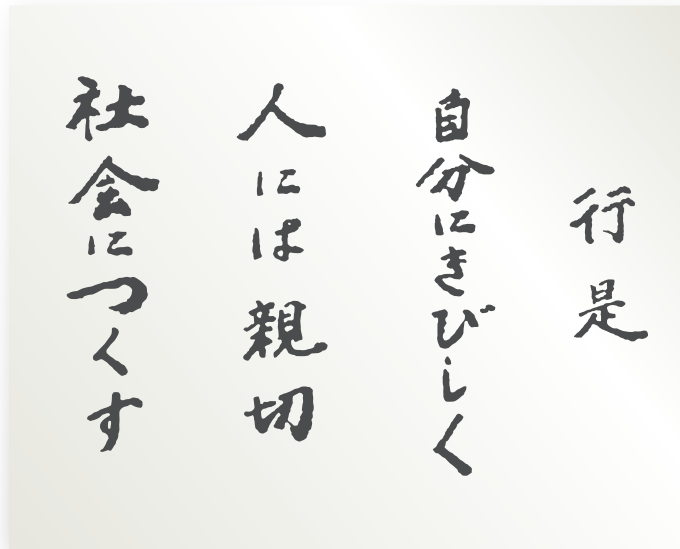
第134期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	12
添付書類	
第134期事業報告	14
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告書	41



株式会社

滋賀銀行

証券コード：8366



滋賀銀行は、近江商人の「三方よし」の精神を引き継ぐ行是とCSR憲章（経営理念）のもとSDGsを企業行動につなげ、持続可能な地域社会づくりに貢献してまいります。



滋賀銀行はSDGsを推進しています。



第2回ESGファイナンス・アワード・ジャパンで環境大臣賞(金賞)を受賞。

ごあいさつ

株主の皆さま方には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当行第134期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当行は、2019年4月より「未来を描き、夢をかなえる」をメインテーマとする第7次中期経営計画（2024年3月まで）をスタートし3年目を迎えております。

2020年からのコロナ禍は、未だに収束が見えず、不透明な状況が続いておりますが、当行は、地域社会の未来を創造し、銀行の概念を超えた企業となり、地域になくてはならない存在として「Sustainability Design Company」を当行の目指す姿とし、地域のつながりを生み、持続可能な地域社会を皆さまと「共創」してまいります。

2021年6月

取締役頭取 高橋 祥二郎



本総会においては、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

2021年6月3日

株主の皆さまへ

大津市浜町1番38号

株式会社 **滋賀銀行**

取締役頭取 高 橋 祥二郎

第134期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第134期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大津市浜町1番38号

当行本店2階ホール

〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

3. 目的事項

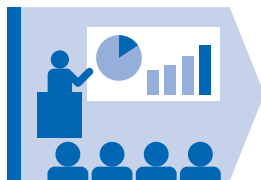
報告事項

1. 第134期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第134期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時到着分まで



電磁的方法（インターネット）による議決権行使

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。▶▶▶

- (1) 書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による行使の内容を有効といたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以上

1. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
2. 次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shigagin.com/investor/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
 - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shigagin.com/investor/>) においてお知らせさせていただきます。
4. 当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装（エコスタイル）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、**当行の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

議決権行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**です。

議決権行使書
株式会社〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数
〇年〇月〇日 〇〇〇〇個

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログイン用QRコード

ログインID
仮パスワード

議決権行使書用紙の副票(右側)

同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は
1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

- 2回目以降のログインの場合
- スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合

次へ

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の
皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコン、2回目以降等のスマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」
「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



携帯電話の場合

議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>

セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

【ご注意事項】

・株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの費用も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、**2021年6月24日(木曜日)の午後5時**まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境や将来の投資に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続しつつ、出来る限りの配当を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を図るため、当期の業績等を勘案し、普通配当17円50銭に特別配当5円を加え1株につき22円50銭とし、その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 22円50銭

総額 1,119,264,188円

(ご参考) 昨年12月に中間配当として1株につき17円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 11,700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 11,700,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
1	たか はし しょう じろう 高 橋 祥二郎 再任	取締役頭取
2	にし もと ひろ 西 基 宏 再任	専務取締役
3	く ほ た しん や 久保田 真 也 再任	専務取締役
4	さい とう たか ひろ 西 藤 崇 浩 再任	常務取締役
5	ほり うち かつ よし 堀 内 勝 美 再任	取締役
6	にし かわ かつ ゆき 西 川 勝 之 再任	取締役
7	たけ うち み な こ 竹 内 美奈子 再任 社外	取締役
8	はっ とり りき や 服 部 力 也 再任 社外	取締役
9	かま た さわい ちろう 鎌 田 沢一郎 新任 社外	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
1	再任 たか はし しょう じろう 高 橋 祥二郎 (1956年8月20日生)	1979年 4 月 当行入行 2006年 6 月 同 営業統轄部長 2008年 6 月 同 取締役営業統轄部長 2009年 6 月 同 取締役京都支店長 2011年 6 月 同 常務取締役 2014年 6 月 同 専務取締役 2015年 6 月 同 取締役副頭取 2016年 4 月 同 取締役頭取（現任） 監査部、秘書室担当	11,720株
		<取締役候補者とした理由> 営業店での支店長経験に加え、本部において営業統轄部門、経営企画部門、監査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者いたしました。	
2	再任 にし もと ひろ 西 基 宏 (1959年5月2日生)	1982年 4 月 当行入行 2011年 6 月 同 営業統轄部長 2013年 6 月 同 取締役大阪支店長 2016年 4 月 同 取締役京都支店長 2016年 6 月 同 常務取締役京都支店長 2019年 6 月 同 常務取締役 2020年 6 月 同 専務取締役（現任） 総務部、営業統轄部、市場国際部 担当	2,400株
		<取締役候補者とした理由> 営業店での支店長経験に加え、本部において営業統轄部門、市場国際部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
3	再任 くぼた しんや 久保田 真也 (1962年12月2日生)	1986年 4 月 当行入行 2015年 6 月 同 総合企画部長 2017年 6 月 同 取締役総合企画部長 2018年 6 月 同 常務取締役 2020年 6 月 同 専務取締役（現任） 経営管理部、人事部、システム部 担当	4,600株
	<取締役候補者とした理由> 営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門、経営管理部門、システム部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者いたしました。		
4	再任 さい どう たか ひろ 西 藤 崇 浩 (1961年2月16日生)	1983年 4 月 当行入行 2014年 2 月 同 審査部長 2014年 6 月 同 取締役審査部長 2017年 6 月 同 常務取締役（現任） 総合企画部、審査部、業務統轄部 担当	3,600株
	<取締役候補者とした理由> 営業店での支店長経験に加え、本部において審査部門、経営企画部門、業務統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者いたしました。		
5	再任 ほり うち かつ よし 堀 内 勝 美 (1964年8月6日生)	1987年 4 月 当行入行 2014年 6 月 同 経営管理部長 2017年 6 月 同 執行役員営業統轄部長 2019年 6 月 同 取締役京都支店長（現任）	2,000株
	<取締役候補者とした理由> 営業店での支店長経験に加え、本部において経営管理部門、営業統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
6	再任 にし かわ かつ ゆき 西 川 勝 之 (1965年2月13日生)	1987年 4 月 当行入行 2014年 6 月 同 業務統轄部長 2016年 6 月 同 監査部長 2018年 6 月 同 執行役員監査部長 2020年 6 月 同 取締役監査部長（現任）	2,300株
	<取締役候補者とした理由> 営業店での支店長経験に加え、本部において業務統轄部門、監査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者いたしました。		
7	再任 社外取締役 たけ うち み な こ 竹 内 美奈子 (1961年1月7日生)	1983年 4 月 日本電気株式会社入社 2002年12月 同 退職 2003年 1 月 スタントンチェイスインターナショナル株式会社入社 2013年 7 月 同 退職 2013年 8 月 株式会社TM Future代表取締役（現任） 2019年 6 月 当行社外取締役（現任） 2020年 6 月 株式会社日本M&Aセンター社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社TM Future代表取締役 株式会社日本M&Aセンター社外取締役	0株
	<社外取締役候補者とした理由および期待される役割> 株式会社TM Future代表取締役および株式会社日本M&Aセンター社外取締役として経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役候補者いたしました。選任後は、こうした経験や知見を活かし、経営陣から独立した立場から経営の監督を行っていただき、当行の持続的な成長・企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
8	再任 社外取締役 はつ とり りき や 服 部 力 也 (1954年2月3日生)	1978年 4 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 2012年 4 月 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 2013年 4 月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社副社長執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 2015年 6 月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役副社長 2017年 4 月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役 三井住友信託銀行株式会社取締役副会長 2017年 6 月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役退任 2018年 4 月 三井住友信託銀行株式会社エグゼクティブアドバイザー 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社取締役会長 2018年 6 月 住友電設株式会社社外監査役（現任） 2020年 3 月 三井住友信託銀行株式会社エグゼクティブアドバイザー退任 2020年 6 月 当行社外取締役（現任） 2021年 2 月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社取締役会長退任 (重要な兼職の状況) 住友電設株式会社社外監査役	0株
	<社外取締役候補者とした理由および期待される役割> 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長および取締役副会長を歴任される等、金融や企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役候補者いたしました。選任後は、こうした経験や知見を活かし、経営陣から独立した立場から経営の監督を行っていただき、当行の持続的な成長・企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
9	新任 社外取締役 かま た さわ い ち ろ う 鎌 田 沢 一 郎 (1960年4月20日生)	1984年 4 月 日本銀行入行 2003年 4 月 同 システム情報局システム管理課長 2005年 7 月 同 システム情報局参事役 2006年 7 月 同 決済機構局参事役兼政策委員会 室参事役 2007年 8 月 同 大分支店長 2009年11月 同 決済機構局参事役 2012年 7 月 同 京都支店長 2015年 6 月 同 退職 2015年 7 月 日本証券業協会 政策本部参与 2017年 7 月 同 管理本部共同本部長（最高情報責任 者兼最高リスク管理責任者）（現任）	0株
	<社外取締役候補者とした理由および期待される役割> 日本銀行および日本証券業協会で培われた金融に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役候補者いたしました。選任後は、こうした経験や知見を活かし、経営陣から独立した立場から経営の監督を行っていただき、当行の持続的な成長・企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内美奈子氏、服部力也氏、鎌田沢一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は竹内美奈子氏および服部力也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、鎌田沢一郎氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 竹内美奈子氏が社外取締役を務める株式会社M&Aセンターと当行との間には通常の銀行取引およびM&A仲介関連の取引があります。2021年3月期における取引は、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%未満であります。
4. 竹内美奈子氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 服部力也氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 鎌田沢一郎氏は、2021年6月に日本証券業協会管理本部共同本部長（最高情報責任者兼最高リスク管理責任者）を退任する予定であります。
7. 社外取締役との責任限定契約については以下のとおりであります。
当行は、定款において社外取締役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当行は竹内美奈子氏および服部力也氏との間で、責任限定契約を締結しております。
本議案において竹内美奈子氏および服部力也氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
また、本議案において鎌田沢一郎氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。
8. 当行は、役員等責任賠償保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役松井保仁氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
再任 社外監査役 まつ い やす ひと 松 井 保 仁 (1975年9月3日生)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 烏丸法律事務所入所 2005年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2005年5月 弁護士法人三宅法律事務所入所 2009年5月 弁護士法人三宅法律事務所社員就任 2012年5月 弁理士登録 2017年6月 当行社外監査役（現任） 2019年1月 弁護士法人錦橋法律事務所設立社員就任（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人錦橋法律事務所社員	0株
<社外監査役候補者とした理由> 弁護士として企業法務に携わっており、専門的知識と豊富な経験を有しております。以上より、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有しており社外監査役候補者としたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松井保仁氏は、社外監査役候補者であります。なお、当行は松井保仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 松井保仁氏の当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外監査役との責任限定契約については以下のとおりであります。
 当行は、定款において社外監査役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当行は松井保仁氏との間で、責任限定契約を締結しております。
 本議案において松井保仁氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。
5. 当行は、役員等責任賠償保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】独立性判断基準

社外取締役および社外監査役の独立性は、次のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- ①当行グループ会社の業務執行者
 - ②当行を主要な取引先とする者（※1）若しくはその業務執行者又は当行の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者
 - ③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - ④最近において前記①から③までに該当していた者
 - ⑤前記①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
- （※1）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先
（※2）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

以 上

(添付書類)

第134期 事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行グループは、当行並びに子会社の計8社で構成され、滋賀県を中心に本店ほか、支店・出張所等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営んでおります。

(金融経済環境)

当年度における我が国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から、厳しい状態にありましたが、政府の積極的な経済対策や金融緩和の継続により、基調としては持ち直しており、今年2月には日経平均株価が30年半ぶりに高値をつけました。外需への依存度の高い製造業は、夏以降の米中などの海外経済の回復に伴い景況感は大幅に改善しましたが、非製造業は大都市圏での緊急事態宣言の再発令による外出自粛や店舗の営業時間短縮により、持ち直しの鈍さが目立つなど、業種によって二極化が鮮明となりました。

滋賀県内における製造業の生産活動は回復に向けた動きをみせております。需要面では、個人消費は一部の業態や品目で伸び悩みが続いているものの、全体では堅調に推移し持ち直しが続いております。一方、住宅投資は上向く気配がみられるものの、民間設備投資と公共投資は悪化が続いております。

(事業の経過及び成果)

2019年4月よりスタートした第7次中期経営計画（期間5年間：2019年4月～2024年3月）は、目指すべき地域社会の姿から遡って今取り組むべき課題を洗い出す「バックキャストリング」の視点で策定いたしました。

本中期経営計画において、当行の目指す姿は「Sustainability Design Company」としました。「従来の枠組み・発想を超える」との考えから「Bank」ではなく「Company」とし、「お取引先や地域社会の持続可能な発展を企画して創る」との、強い想いを込めました。

また、メインテーマは、目指す姿にあわせて「未来を描き、夢をかなえる」としました。

<SDGsをビジネスへ>

昨年10月に当行は、「サステナビリティ方針」を制定し「サステナブル戦略室」を設置しました。2017年11月、地方銀行で初めてとなる「しがぎんSDGs宣言」を公表し、「TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同や、「責任銀行原則（PRB）」への署名など、先駆的にESG地域金融に挑戦してきました。

ESG地域金融の取り組みとして、昨年より「しがぎんサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）」を地方銀行として全国で初めて商品化しました。お客さまのSDGs経営を後押しすることで、経済的なメリットと社会的な評価を上げることにつながるものです。さらに、営業統轄部内にESGファイナンスの専門チームを設置し、SDGsコンサルティングやグリーンボンドの引き受け等も積極的に実施しております。

＜地域社会の生産性向上＞

新型コロナウイルスの影響によりDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速的に進む中、昨年10月にデジタルへの取り組みを強化するため、「デジタル推進室」を設置いたしました。お客さまの経営課題の解決のためにデジタルを活用する「課題解決型起点」でのITコンサルティングに努めております。

また、次世代のデジタル社会を展望し、柔軟かつ機動的な対応が可能な「オープン系」の基幹系システムを構築する「Flexsus（フレクサス）プロジェクト」を進めております。

＜課題解決型金融情報サービス業への進化＞

当行は、お客さまのライフステージに応じた課題解決に向けて、お客さまの夢に寄り添い、夢をかなえる営業推進（ゴール・ベース・サポート）に取り組んでおります。

法人・事業者のお客さまへは、コンサルティングとファイナンスを通じて、販路開拓や人材確保、生産性向上、事業承継対策・M&A、海外進出支援など、さまざまな経営課題の解決に努めております。

個人のお客さまへは、人生100年時代に対応できる資産形成支援に向け、資産運用の必要性をお伝えする活動を行うとともに、一人ひとりに合わせたコンサルティングの実施に努めております。商品ラインナップの充実や、相続・資産承継・不動産有効活用などをワンストップで相談できる体制の構築を行い、昨年4月には信託業務の取り扱いを開始しました。

また、当行は日本列島を横断、縦断するネットワークである「TSUBASAアライアンス」に参加し、知見や情報の共有により、付加価値の高い金融サービスを提供してまいります。

＜持続可能な収益構造への転換＞

当行は2020年2月より店舗ネットワークの効率化と、より高い付加価値の提供を行うため、店舗内店舗方式（ブランチ・イン・ブランチ）による店舗統合を開始しました。また、大規模店の窓口業務等を「しがぎん代理店株式会社」が運営するインストア代理店の展開も開始しております。最適な店舗ネットワークを再構築するとともに、お客さまへのより一層のサービス向上を実現してまいります。

＜考働改革＞

当行自身がサステナブルであるために「考え方」と「働き方」の改革に挑戦しております。全行員へのタブレット配付やタブレットによる金融商品の申し込みなどにより、行内のデジタル化と、ペーパーレス化に取り組んでおります。

また、多様な働き方に対応ができるように本人の希望に基づいて勤務時間を選択できるセレクト時差勤務や在宅勤務の試行、ビジネスカジュアルの導入、副業制度の開始などを実施しております。

＜2020年度の連結業績＞

以上のように、株主の皆さまをはじめ地域のお客さまのご理解とご支援を賜りながら、営業活動を行ってまいりました結果、2020年度の連結業績は次のとおりとなりました。

まず、預金等（譲渡性預金含む）につきましては、期末残高が期中4,952億円増加し、5兆4,484億円となりました。また、貸出金につきましては、地域金融機関の強みを活かして多様な資金ニーズへの対応に努めた結果、期末残高は事業性貸出・消費者向け貸出・地公体向け貸出の全てで増加し、全体で期中1,423億円増加し、4兆16億円となりました。

一方、有価証券につきましては、市場の動向を十分注視しつつ効率的な運用に努めました結果、期末残高は期中2,793億円増加し、1兆5,865億円となりました。

収益面では、低金利環境の長期化等によって厳しい環境が続いております。貸出金利息の減少を主因とする資金運用収益の減少（前年度比△33億11百万円）等により、経常収益は前年度比27億86百万円減少して、860億84百万円となりました。

費用面では、預金利息、借入金利息の減少を主因として資金調達費用が減少（前年度比△42億31百万円）する一方で、貸倒引当金繰入額等の増加によりその他経常費用が増加（同62億7百万円）したことにより、経常費用は前年度比18百万円増加して、750億14百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年度比28億4百万円減益の110億70百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同9億64百万円減益の114億48百万円となりました。

<第7次中期経営計画の進捗>

2019年4月よりスタートさせました第7次中期経営計画（期間5年間：2019年4月～2024年3月）において、次の経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでおります。

当計画における2021年3月実績は下表のとおりです。

第7次中期経営計画期間中の挑戦指標	2024年3月計画	2021年3月実績
<SD（Sustainable Development）目標>		
①Sustainable Development推進投融资 （格付CS先への新規融資額、SDGs型 商品新規投融资額、ESG新規投資額5 年累計）	5,000億円	3,373億円
②地域顧客の価値向上サポート （年間コンサルティング相談件数）	1,000件	1,275件
③地域顧客の資産形成サポート （預り資産残高「投資信託＋金融商品仲介」）	3,000億円	1,907億円
④温室効果ガス排出量削減 （2013年度比較の削減率）	25%削減	42.07%削減
⑤SDGs・金融リテラシーの普及・向上活動、 次世代人材の育成活動 （研修等の実施人数5年累計）	5,000人	8,338人
<収益目標>		
①親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	100億円以上	114億円
②顧客向けサービス業務利益（単体） （貸出残高×預貸金利回り差＋役務取引等 利益－営業経費）	30億円	29億円

■長期的挑戦指標

	長期的指標	2021年3月期実績
ROE（連結）	5%以上	2.62%
OHR（単体）	65%未満	75.40%

(対処すべき課題)

新型コロナウイルス感染拡大により幅広い産業で厳しい状況が続いており、ワクチンや治療薬が普及するまでは、企業活動や消費活動は一定程度抑制され、本格的な回復に向けては時間を要するものとみられます。このような状況のなか、当行は、お客さまの資金繰りや、経営支援・再生支援などの事業再構築支援に迅速かつ丁寧に対応するため、積極的に情報提供するとともに、相談窓口設置等を行っております。

コロナ禍は、以前から認識されていた「サステナビリティ」や「デジタル化」といった課題への早急な対応を強く促しました。また、少子高齢化や人口減少の進展に加え、ＩＯＴやＡＩなどの技術革新を背景に、人口構成や社会構造、経済構造の変化が加速度的に進むなか、地方銀行の経営は、今まさに歴史的な転換期を迎えており、従来型の発想や過去のビジネスモデルの延長線上に未来はなく、新たなビジネスモデルの構築が求められております。

今後も変化に応じて、店舗ネットワークとデジタルを活用し、金融仲介機能の発揮に努め、お客さまのニーズや社会的要請に応えるサービス、付加価値を提供してまいります。

当行は、第７次中期経営計画の実施により、自らが「課題解決型金融情報サービス業」へ進化し、ＳＤＧｓをビジネスにつなげ、社会的課題解決により持続可能な社会の実現に取り組んでおります。そして、目指すべき地域社会の姿「自分らしく未来を描き、誰もが幸せに暮らせる社会」を創造してまいりたいと考えております。

当行はこの計画の実践を通じて、地域、お客さまの成長を牽引し、ＣＳＲ憲章（経営理念）に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
連結経常収益	89,733	98,558	88,871	86,084
連結経常利益	19,640	21,013	13,875	11,070
親会社株主に帰属する当期純利益	13,884	14,681	12,412	11,448
連結包括利益	38,850	△1,017	△22,117	122,660
連結純資産額	407,905	402,227	375,801	495,469
連結総資産額	5,875,040	6,115,271	6,285,002	7,793,748

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	4,689,684	4,854,675	4,891,113	5,403,957
定期性預金	2,105,729	2,072,692	2,022,333	2,017,446
その他	2,583,954	2,781,982	2,868,779	3,386,511
貸 出 金	3,631,479	3,795,860	3,878,885	4,020,228
個人向け	888,388	927,274	959,728	983,137
中小企業向け	1,552,529	1,607,516	1,596,842	1,692,017
その他	1,190,561	1,261,069	1,322,313	1,345,073
商 品 有 価 証 券	374	172	298	567
有 価 証 券	1,350,099	1,355,272	1,310,342	1,589,519
国 債	243,533	262,298	255,059	319,781
その他	1,106,565	1,092,973	1,055,282	1,269,737
総 資 産 額	5,857,098	6,100,476	6,271,836	7,769,496
内 国 為 替 取 扱 高	19,971,185	20,349,085	20,325,864	20,826,102
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,607	百万ドル 2,868	百万ドル 3,567	百万ドル 2,992
経 常 利 益	17,633	19,802	12,538	10,375
当 期 純 利 益	12,459	14,217	11,869	11,331
1株当たりの当期純利益	円 銭 239 29	円 銭 273 33	円 銭 232 42	円 銭 225 80

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。1株当たりの当期純利益は2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 企業集団の従業員の状況

イ 企業集団における従業員数

	当 年 度 末
従 業 員 数	2,286人

- (注) 1. 従業員数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。
2. 従業員数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員1,107人を含んでおりません。
3. 当行グループは「銀行業」の単一セグメントであります。

ロ 当行における従業員数

	当 年 度 末
従 業 員 数	1,983人
平 均 年 齢	37年6月
平 均 勤 続 年 数	14年8月
平 均 給 与 月 額	385千円

- (注) 1. 従業員数は、出向者を除いた就業人員であります。
2. 当行の従業員は、すべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 従業員数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員894人を含んでおりません。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
5. 平均給与月額は、時間外手当を含む3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

イ 営業所数

当行：

国内：107店 主要な営業所：本店、京都支店、大阪支店、東京支店ほか

海外：1店 営業所：香港支店

上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を2か所設置しております。

しがぎんビジネスサービス株式会社：大津本社
 株式会社しがぎん経済文化センター：大津本社
 株式会社滋賀ディーシーカード：大津本社

しがぎんリース・キャピタル株式会社：9営業所（主要な営業所：大津本社ほか）
 しがぎん代理店株式会社：大津本社及び25営業所
 株式会社しがぎんジェーシービー：大津本社
 滋賀保証サービス株式会社：大津本社

□ 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

ハ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町1番38号	—
株式会社N T T ネクシア	東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	電気通信に付帯するサービス業 労働者派遣業 コールセンター業
株式会社ウィテラス	東京都千代田区神田相生町1番地	労働者派遣業 コールセンター業

ニ 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,757
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗用地の購入	—
店舗等の新設・改修	586
事務機器等の購入	508
コンピュータ（ソフトウェア）開発・購入	663
合計	1,757

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
しがぎん ビジネスサービス 株式会社	大津市浜町 1番38号	事務計算受託業務 事務代行業務 不動産管理業務 現金精査・整理、 ATM管理業務	百万円 40	100 %	
株式会社しがぎん 経済文化センター	大津市浜町 1番38号	コンサルティング 業務 有料職業紹介業務	10	100	
株式会社滋賀 ディーシーカード	大津市浜町 1番10号	クレジットカード 業務信用保証業務	30	100	
しがぎん リース・キャピタル 株式会社	大津市浜町 4番28号	リース業務 投資業務	31	100	
しがぎん代理店 株式会社	大津市浜町 1番38号	銀行代理店業務	40	100	
株式会社しがぎん ジェーシービー	大津市浜町 1番10号	クレジットカード 業務	30	100	
滋賀保証サービス 株式会社	大津市浜町 1番38号	信用保証業務 貸出担保評価 ・管理業務	60	100	

- (注) 1. 資本金の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記7社は、連結子会社であります。
 3. 上記以外に非連結の子会社及び子法人等（持分法非適用）が4社あります。
 4. 当行の連結子会社であるしがぎんコンピュータサービス株式会社、しがぎんビジネスサービス株式会社、しがぎんキャッシュサービス株式会社は2020年7月1日付で合併（存続会社：しがぎんビジネスサービス株式会社）いたしました。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高 橋 祥二郎	取締役頭取（代表取締役） 監査部・秘書室担当		
西 基 宏	専務取締役（代表取締役） 総務部・営業統轄部・ 市場国際部担当		
久保田 真 也	専務取締役（代表取締役） 経営管理部・人事部・ システム部担当		
西 藤 崇 浩	常務取締役 総合企画部・審査部・ 業務統轄部担当		
堀 内 勝 美	取締役 京都支店長		
西 川 勝 之	取締役 監査部長		
安 井 肇	取締役（非常勤） （社外取締役）	・ 株式会社安井アソシエイツ 代表取締役社長	
竹 内 美奈子	取締役（非常勤） （社外取締役）	・ 株式会社TM Future 代表取締役 ・ 株式会社日本M&Aセンター 社外取締役	
服 部 力 也	取締役（非常勤） （社外取締役）	・ 住友電設株式会社 社外監査役	
林 一 義	監査役（常勤）		
大 野 恭 永	監査役（常勤）		2020年6月25日 常務取締役辞任

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松 井 保 仁	監査役（非常勤） （社外監査役）	・ 弁護士法人錦橋法律事務所 社員	
大 西 一 清	監査役（非常勤） （社外監査役）		

（注）取締役安井肇氏、取締役竹内美奈子氏、取締役服部力也氏、監査役松井保仁氏並びに監査役大西一清氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（当年度中に退任した役員）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大 道 良 夫	取締役会長		2020年6月25日 辞任により退任
今 井 悦 夫	専務取締役（代表取締役） 総務部・審査部担当		2020年6月25日 辞任により退任
大 野 恭 永	常務取締役 経営管理部・業務統轄部担当		2020年6月25日 辞任により退任
長谷川 雅 人	監査役（常勤）		2020年6月25日 任期満了により退任
西 川 聰	監査役（非常勤） （社外監査役）		2020年6月25日 任期満了により退任

（注）当年度中に退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(A) 基本方針

当行の役員報酬制度は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する体系とし、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（社外取締役除く）の報酬は、基本報酬である「確定金額報酬」、業績連動報酬等である「業績連動型報酬」、非金銭報酬等である「株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬」より構成しております。

経営監督機能を担う社外取締役、監査役の報酬は基本報酬である確定金額報酬のみとしております。また、監査役に対する確定金額報酬は支給実績等を基準として監査役の協議により決定しております。

なお、上記の基本方針は社外取締役・社外監査役から意見を聴取して策定し、取締役会決議で決定いたしました。

(B) 決定方針

a. 確定金額報酬（基本報酬）

役位を基準として役割や責任に応じて支給する報酬であり、取締役に対する確定金額報酬は支給実績、業績指標等を基準として、取締役会決議により決定しております。

b. 業績連動型報酬（業績連動型報酬等）

業績向上へのインセンティブを高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益の実績に応じて支給する報酬であり、その配分は役位に基づき取締役会決議により決定しております。

c. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬（非金銭報酬等）

中長期的な企業価値向上と株価上昇へのインセンティブを高めるため、役位を基準として新株予約権を割り当てて支給する報酬であり、取締役会決議により決定しております。

(C) 業績連動報酬等の業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

当行は役員報酬の一部として業績連動型報酬を採用しております。

業績連動型報酬を決定する指標としては、当行グループ業績の最終結果を表す業績指標であることから、「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用しております。

業績連動型報酬の額は親会社株主に帰属する当期純利益の0.45%以内（上限7,500万円）とし、その配分については、役位に基づき取締役会決議により決定しております。

(D) 非金銭報酬等の内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

当行は役員報酬の一部として株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を採用しております。

これは株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲をより高めるためストック・オプションとしての新株予約権として割り当てるものであります。

個々の割り当て数については、役位を基準として取締役会決議により決定しております。

(E) 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

役員区分ごとの報酬等の割合は次のとおりであります。

役員区分	確定金額報酬 (基本報酬)	業績連動型報酬 (業績連動報酬等)	株式報酬型 ストック・オプション としての新株予約権 (非金銭報酬等)	合計	対象役員数
取締役 (社外取締役を除く)	60%～95%	0%～25%	5%～15%	100%	9人
社外取締役	100%	—	—	100%	3人
監査役	100%	—	—	100%	6人

(注) 確定金額報酬及び業績連動型報酬は金銭報酬、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は非金銭報酬であります。

(F) 報酬等を与える時期または条件の決定方針

・ 確定金額報酬（基本報酬）

月例の固定金銭報酬として支給しております。

・ 業績連動型報酬（業績連動型報酬等）

定時株主総会後に毎年1回金銭報酬として支給しております。

・ 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬（非金銭報酬等）

毎年7月の取締役会で発行を決議し、翌月の一定の日には新株予約権を割り当てることにより毎年1回支給しております。

(G) 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

該当事項はありません。

(H) 第三者への委任以外の決定方法
該当事項はありません。

(I) その他重要な事項
該当事項はありません。

② 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、基本方針・決定方針を踏まえて取締役会で検討しております。よって、個人別の報酬等の内容は方針に沿ったものであると判断しております。

なお、社外取締役、監査役の報酬は経営監督機能を重視するため、確定金額報酬のみで構成されており、各監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			確定金額報酬 (基本報酬)	業績連動型報酬 (業績連動報酬等)	株式報酬型 ストック・オプション としての新株予約権 (非金銭報酬等)
取締役	12名	201	162	19	19
監査役	6名	56	56	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益」であり、当行グループ業績の最終結果を表す業績指標として採用しております。
- また、業績連動型報酬等の額は親会社株主に帰属する当期純利益の0.45%以内（上限7,500万円）であり、当年度に支給した業績連動型報酬は、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益を基に、その配分は役位に基づき取締役会決議により決定し支給しております。なお、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績は12,412百万円であり、「1 当行の現況に関する事項 (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況 イ 企業集団の財産及び損益の状況」に記載しております。

3. 非金銭報酬等は株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権であります。当事業年度に係る当該株式報酬型ストック・オプションは「第8回新株予約権」であり、内容は次のとおりであります。
- ・新株予約権の割当日：2020年8月20日
 - ・新株予約権の数：395個
 - ・目的となる株式の種類及び数：当行普通株式7,900株
 - ・新株予約権の行使期間：2020年8月21日から2050年8月20日まで
 - ・権利行使価額（1株当たり）：1円
 - ・権利行使についての条件：
新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。
4. 基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の決定方針等は「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項（B）決定方針」に記載しております。
5. 取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等はありません。

④ 株主総会決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議の内容は次のとおりであります。

取締役の確定金額報酬

年 額：2億6,000万円以内、うち社外取締役に対して3,500万円以内
決議日：2020年6月25日
決議時の員数：取締役9名、うち社外取締役3名

取締役（社外取締役を除く）の業績連動型報酬

年 額：当該事業年度にかかる親会社株主に帰属する当期純利益の0.45%以内、上限7,500万円
決議日：2020年6月25日
決議時の員数：取締役6名

監査役の確定金額報酬

年 額：8,400万円以内
決議日：2020年6月25日
決議時の員数：監査役4名

取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストック・オプション
年 額：1 億円以内
決議日：2013年6月25日
決議時の員数：取締役16名

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
安 井 肇 竹 内 美奈子 服 部 力 也 松 井 保 仁 大 西 一 清	・ 社外取締役及び社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
安 井 肇	株式会社安井アソシエイツ 代表取締役社長
竹 内 美奈子	株式会社TM Future 代表取締役 株式会社日本M&Aセンター 社外取締役
服 部 力 也	住友電設株式会社 社外監査役 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役会長 (2021年2月退任)
松 井 保 仁	弁護士法人錦橋法律事務所 社員

- (注) 1. 安井肇氏が代表取締役社長を務める株式会社安井アソシエイツと当行との間には特筆すべき取引関係はありません。
2. 竹内美奈子氏が代表取締役を務める株式会社TM Futureと当行との間には特筆すべき取引関係はありません。
3. 竹内美奈子氏が社外取締役を務める株式会社日本M&Aセンターと当行との間には通常の銀行取引及びM&A仲介関連の取引があります。
4. 服部力也氏が社外監査役を務める住友電設株式会社と当行との間には特筆すべき取引関係はありません。
5. 服部力也氏が取締役会長を務める（2021年2月退任）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社と当行との間には通常の銀行取引があります。
6. 松井保仁氏が社員を務める弁護士法人錦橋法律事務所と当行との間には特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
安 井 肇	3年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に日本銀行及び他の法人における豊富な経験や金融に関する高い見識を活かして発言しております。
竹 内 美奈子	1年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席（出席率100%）しております。	取締役会では企業経営者として、経営全般に関する豊富な経験と人材育成やシステムに関する高い見識を活かして発言しております。
服 部 力 也	0年9月	就任後開催の取締役会へは定例取締役会10回中10回出席（出席率100%）しております。	取締役会では三井住友信託銀行株式会社における豊富な経験と金融に関する高い見識を活かして発言しております。
松 井 保 仁	3年9月	当事業年度開催の取締役会へは定例取締役会12回中12回出席（出席率100%）しております。また、監査役会へは定例監査役会12回中12回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に弁護士として会社法等の法律の専門的な知識と豊富な経験を活かして発言しております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
大 西 一 清	0年9月	就任後開催の取締役会へは定例取締役会10回中10回出席（出席率100%）しております。また、監査役会へは定例監査役会10回中10回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に大蔵省（現財務省）及び他の法人における豊富な経験と財政や行政で培われた高い見識を活かして発言しております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	職 務 の 概 要
安 井 肇	日本銀行及び監査法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識、金融に関する高い見識を活かして取締役会で発言しました。また、経営陣へ有用な情報を提供し、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。
竹 内 美奈子	企業経営者として、経営全般に関する豊富な経験と人材育成やシステムに関する高い見識を活かして取締役会で発言しました。また、経営陣へ人材育成面での助言・提言を行い、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。
服 部 力 也	三井住友信託銀行株式会社における豊富な経験と金融に関する高い見識を活かして取締役会で発言しました。また、経営陣へ経営戦略全般についての助言・提言を行い、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
社外取締役	3人	17 (一)	—
社外監査役	3人	13 (一)	—
報酬等の合計	6人	30 (一)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. () 内は、報酬以外の金額であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株
発行済株式の総数 53,090千株

(2) 当年度末株主数 10,599名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,822 千株	5.67 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,805	3.62
日本生命保険相互会社	1,610	3.23
明治安田生命保険相互会社	1,599	3.21
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,539	3.09
滋賀銀行従業員持株会	1,195	2.40
損害保険ジャパン株式会社	1,180	2.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	999	2.00
JP MORGAN CHASE BANK 385781	612	1.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	605	1.21

(注) 持株比率は、自己株式(3,345千株)を控除して計算しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 松崎 雅則 指定有限責任社員 河越 弘昭	67	(報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、当該検証結果を踏まえて、報酬等の額が合理的であると判断し、報酬等の額について同意いたしました。 (会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容) ・ 自己資本比率算定プロセスの助言、指導業務 ・ 時価算定基準対応の助言、指導業務

- (注) 1. 上記の当行が支払った報酬等67百万円のほか、前事業年度の会計監査に対応する追加報酬として2百万円を支出しております。
2. 上記の監査法人に対して、当行並びに子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は82百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当行取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- 銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実

該当事項はありません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

7 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

該当事項はありません。

(2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,013,251	預 金	5,398,851
コールローン及び買入手形	10,000	譲 渡 性 預 金	49,560
買 入 金 銭 債 権	4,218	コールマネー及び売渡手形	516,077
商 品 有 価 証 券	567	債券貸借取引受入担保金	272,654
金 銭 の 信 託	14,476	借 用 金	899,055
有 価 証 券	1,586,506	外 国 為 替	303
貸 出 金	4,001,698	信 託 勘 定 借	166
外 国 為 替	8,334	そ の 他 負 債	53,645
そ の 他 資 産	98,021	退 職 給 付 に 係 る 負 債	143
有 形 固 定 資 産	47,667	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5
建 物	14,019	睡眠預金払戻損失引当金	267
土 地	31,665	利 息 返 還 損 失 引 当 金	20
その他の有形固定資産	1,983	偶 発 損 失 引 当 金	156
無 形 固 定 資 産	1,855	繰 延 税 金 負 債	74,522
ソ フ ト ウ ェ ア	1,300	再評価に係る繰延税金負債	5,602
ソフトウェア仮勘定	385	支 払 承 諾	27,246
その他の無形固定資産	169	負 債 の 部 合 計	7,298,278
退 職 給 付 に 係 る 資 産	12,969	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	626	資 本 金	33,076
支 払 承 諾 見 返	27,246	資 本 剰 余 金	24,536
貸 倒 引 当 金	△33,692	利 益 剰 余 金	232,289
		自 己 株 式	△9,116
		株 主 資 本 合 計	280,786
		その他の有価証券評価差額金	195,174
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,634
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,532
		退職給付に係る調整累計額	9,257
		その他の包括利益累計額合計	214,598
		新 株 予 約 権	84
		純 資 産 の 部 合 計	495,469
資 産 の 部 合 計	7,793,748	負債及び純資産の部合計	7,793,748

〔2020年4月1日から
2021年3月31日まで〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経常収益	益										86,084
資金運用収益	益									47,036	
貸出金利	利息									34,566	
有価証券利息	配当									12,154	
コールローン利息	及び買入手形利息									2	
預け金	利息									265	
その他の受入	利息									46	
信託報酬										2	
役務の引当	等業務収益									16,539	
その他の経常収益	益									15,210	
償却債権取立	益									7,295	
その他の経常収益	益									366	
										6,929	
経常費用	費用										75,014
資金調達費用										3,284	
預渡金	利息									897	
譲渡マネー	預金									19	
コールマネー	利息									218	
債券貸借	及び売渡手形利息									262	
借入金	引当									804	
その他の支払	利息									1,080	
役務の引当	等業務費用									4,563	
その他の経常費用	費用									14,257	
倒引当	金繰入									41,670	
その他の経常費用	費用									11,238	
										7,459	
										3,779	
経常利益											11,070
特別利益											2,411
固定資産処分	益									2,411	
固定資産処分	損失										430
減損	損失									113	
										316	
税金等調整前当期純利益											13,051
法人税、法人税										6,390	
法人税										△4,787	
当期純利益											1,603
親会社株主に帰属する当期純利益											11,448
											11,448

第134期末（2021年3月31日現在）貸借対照表

(单位：百万円)

目 的 科 金 額					目 的 科 金 額				
(資 産 の 部)					(負 債 の 部)				
現 金	預 け	金	金	2,013,154	預 金	金	金	金	5,403,957
現 預 け	金	金	金	40,026	当 座	預 金	金	金	231,153
コ ー ー ー ー ー	コ ー ー ー ー ー	コ ー ー ー ー ー	コ ー ー ー ー ー	1,973,128	普 通	預 金	金	金	2,970,013
買 入 金	口 金	一 債 証	ン 権 券	10,000	貯 蓄	預 金	金	金	18,755
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	4,218	通 知	預 金	金	金	68,359
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	567	期 他	預 金	金	金	2,017,446
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	192	の 性	預 金	金	金	98,228
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	375	の 預	預 金	金	金	63,540
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	14,476	の 預	預 金	金	金	516,077
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	1,589,519	の 預	預 金	金	金	272,654
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	319,781	の 預	預 金	金	金	896,821
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	255,705	の 預	預 金	金	金	896,821
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	348,263	の 預	預 金	金	金	303
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	353,047	の 預	預 金	金	金	142
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	312,720	の 預	預 金	金	金	160
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	4,020,228	の 預	預 金	金	金	166
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	6,689	の 預	預 金	金	金	37,804
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	80,025	の 預	預 金	金	金	3,313
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	3,580,676	の 預	預 金	金	金	3,233
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	352,836	の 預	預 金	金	金	1,322
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	8,334	の 預	預 金	金	金	10,561
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	7,715	の 預	預 金	金	金	19,373
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	0	の 預	預 金	金	金	340
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	618	の 預	預 金	金	金	267
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	64,263	の 預	預 金	金	金	156
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	137	の 預	預 金	金	金	70,270
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	3,600	の 預	預 金	金	金	5,602
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	9,171	の 預	預 金	金	金	27,246
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	51,353	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	47,407	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	13,874	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	31,576	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	1,956	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	1,660	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	1,111	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	385	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	163	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	27,246	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券	△ 31,581	の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預	預 金	金	金	
商 品	口 金	一 債 証	ン 権 券		の 預				

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 滋 賀 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 松 崎 雅 則 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 河 越 弘 昭 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 滋 賀 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松 崎 雅 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 河 越 弘 昭 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 滋賀銀行	監査役会
常勤監査役 林	一 義 ㊟
常勤監査役 大	野 恭 永 ㊟
社外監査役 松	井 保 仁 ㊟
社外監査役 大	西 一 清 ㊟

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場のご案内

場所

大津市浜町1番38号 当行本店2階ホール

077-521-9530(代表)



交通

JR琵琶湖本線

大津駅

徒歩約12分

京阪電車

びわ湖浜大津駅

徒歩約5分

会場

当行本店2階ホール

※ 会場付近は、車両一方通行箇所が多いのでご注意ください。